資料５－１

　　　　　　　　富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける　療養介護病棟の新設整備について

１　経緯・目的

医療技術の進展や、障害の重度化、高齢化等により、今後、重症心身障害者等の支援ニーズがさらに高まると考えられる中、平成２８年５月に児童福祉法が改正され、人工呼吸器を装着している障害児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（いわゆる医療的ケア児）の支援に関して、医療、福祉等の連携について一層の推進を図ることとされた。

こうしたことから､県では､平成２８年度に医療、福祉等の有識者、当事者からなる検討委員会を設置し、医療的ニーズの高い重症心身障害児等への支援のあり方について審議を進めてきた。

その結果、入所待機者や今後重度化、高齢化していく障害者や難病患者に対応するため、必要な入所定員を確保すること。その際、障害児・者の一貫支援が可能となる富山県リハビリテーション病院・こども支援センター等での対応が望ましいとのご提言を受けた。

このため、県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、新たに重症心身障害者の入所支援である療養介護事業を実施することとし、必要な病棟を整備するもの。

２　事業の概要

1. 整備内容　　県リハビリテーション病院・こども支援センターの増床による病棟整備

　　　　　　　（旧高志リハビリテーション病院の一部を改修）

1. 病床区分　　一般病床３０床（病院全体２０２床→２３２床）

（但し、医療法施行規則第３０条の３３第１項により既存病床数は増加しない）

〔参考：施設入所見込者数〕

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 入所見込者数 |
| 重症心身障害児者入所施設の待機者 | 約10人 |
| 難病患者（ＡＬＳ等）のうち県内施設への入所希望者 | 5～10人 |
| 障害者支援施設入所者のうち、今後、医療的ケアが必要と見込まれる障害者 | 15～30人 |
| 計 | 30～50人 |

1. 用　　途　　重症心身障害者や神経難病患者を対象とした療養介護サービスの提供

　　　　　　　（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第５条第６項）

(4)整 備 費　　約 ２.５億円（設計、改修工事、医療機器等）

(5)開設時期　　平成３０年４月以降

(6)その他　　　県内の同種の施設：国立病院機構富山病院　１７０床

　　　　　　　 　　　　　　　　　(福)あゆみの郷　　　　　５７床

３　今後のスケジュール（予定）

　 平成２９年６月頃～　　基本設計・実施設計

　 　　 　 １０月頃～　　改修工事の入札・着工

　 　　３０年３月末　　　改修工事等の完成

４月以降　　医療機器の整備、スタッフの習熟訓練等を経て患者受入

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター療養介護病棟の整備概要

（旧リハビリ病院の改修整備）

１　県リハビリテーション病院・こども支援センターの主な機能等

|  |  |
| --- | --- |
| ◆リハビリテーション病院　　150床  高度専門的で集中的・効果的なリハビリ医療の提供  　・回復期100床、一般50床  　　（難病医療協力病院）  　総合診療体制と専門外来の充実  　・常設科(６科)、非常設科(６科)、専門外来(９科)設置 | ◆こども支援センター　　52床  　脳性まひ等の重症児の受入れ  　・入所定員50名、短期入所2床（+空床利用）  　肢体不自由、難聴、発達障害等に対応  　・通所定員70名（医療型40、福祉型30）  （うち生活介護5、放課後等デイサービス5） |
| ◆地域リハビリテーション総合支援センター  　退院後の地域生活の支援や相談機能の一元化  　・訪問看護ステーション、在宅生活の相談  　・医療、介護人材の育成  　・発達障害者支援ｾﾝﾀｰ、高次脳機能障害支援ｾﾝﾀｰ | 平成30年度から強化・充実 |
| ◆療養介護サービス　　30床  　18歳以上の重症心身障害者やＡＬＳ等の難病  患者を受入れ  ・短期入所（こどもセンターと併せて今後調整） |

○障害の重度化や高齢化等を背景とした入所ニーズに対応することができる。

○現在他県等の施設に入所しているＡＬＳ患者等の受入が可能となる。

○こども支援センターと連携することで、こどもから大人まで年齢による区分を超えて支援する体制（児者一貫体制）を構築することが可能となる。

２　改修概要

○重度の障害を有する患者に対応

　・医療ガスを整備し、酸素・吸引等の配備の充実

　・患者の病状に合わせ、音声・視線等に対応したナースコールの設置

　・寝たまま入浴できる機械浴槽・ミスト浴槽に対応した浴室の整備など

○ＡＬＳ、筋ジストロフィー患者の受入

　　・人工呼吸器・意思伝達装置など、多数の医療機器の配置に対応可能な個室の整備

○充実した日中活動を提供

　　・車いすやストレッチャーでの安全な移動や活動ができる広いデイルーム・食堂を確保

○医療機器の整備

　　・心電計・セントラルモニターなど、医療の提供に必要な機器を整備

３　療養介護サービスを含めた全体構成

◎今回改修箇所

平成30年度に療養介護サービスの提供を行うため、旧病院５階を改修

（個室を含め30床を整備）

